

今回のテーマ： 中小企業者の範囲縮小による優遇税制適用への影響

2019年4月1日以後に開始する事業年度から、資本金1億円以下の中小企業者でも「みなし大企業」や「適用除外事業者」などに該当した場合、優遇税制の適用が縮小されます。

中小企業者に対する主な優遇税制の適用

主な優遇税制	みなし大企業	適用除外事業者	資本金5億円以上の法人の100%子(孫)法人
・ 中小企業技術基盤強化税制 ・ 中小企業投資促進税制 ・ 商業等活性化税制 ・ 中小企業経営強化税制 ・ 中小企業者向け所得拡大税制 ・ 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例	×	×	×
・ 中小企業者等の軽減税率（15%）の特例	○	×	×
・ 中小企業者等の一括評価貸倒引当金の特例（法定繰入率）	○	×	×
・ 交際費の定額控除（800万円）	○	○	×
・ 中小企業者の欠損金の繰戻し還付	○	○	×

各法人の意義

- (1) 「みなし大企業」：資本金1億円以下の中小企業者のうち下記のいずれかの法人
 - ・ 発行済み株式（自己株式を除く、以下同じ）の1/2以上を単一の「大規模法人」に所有されている法人
 - ・ 発行済み株式の2/3以上を複数の「大規模法人」に所有されている法人
- (2) 「大規模法人」：下記のいずれかの法人
 - ・ 資本金1億円超の法人
 - ・ 資本金を有しない場合は常時使用従業員数が1,000人超の法人
 - ・ 資本金5億円以上の法人の100%子法人（2019年改正）
 - ・ 100%グループ内の複数の資本金5億円以上の法人に発行済み株式の全部を保有されている子法人（2019年改正）
- (3) 「適用除外事業者」：資本金1億円以下の中小企業者のうち過去3年の年平均所得が15億円を超える法人（2017年改正）
 - ※ 持分会社は「資本金」を「出資金」、「発行済み株式」を「出資」と読み替える

お見逃しなく！

- ・ 改正により、資本金5億円以上の親法人の100%子法人は資本金の多寡に関係なく「大規模法人」に該当することになり、その親法人の孫法人は「みなし大企業」となります。
- ・ 単年度の所得が15億円を超えたとしても、平均所得が15億円以下である限り、「適用除外事業者」には該当しません。